

福祉サービス第三者評価事業について

(島根県福祉サービス第三者評価推進委員会 資料1)

島根県健康福祉部地域福祉課
福祉基盤・指導監査スタッフ

1. 福祉サービスの質と第三者評価事業

利用者本位の福祉サービスを実現する

〈社会福祉法の規定〉

(福祉サービスの基本的理念)

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

(福祉サービスの提供の原則)

第5条 社会福祉を目的とする事業 (※) を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

※「社会福祉を目的とする事業」…地域社会の一員として自立した日常生活を営むことを支援する事業で、経営主体の制限は無い。 最小限の行政関与(社会福祉事業従事者の養成施設の経営、給食・入浴サービス等)。

(経営の原則等)

第24条 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

(福祉サービスの質の向上のための措置等)

第78条 社会福祉事業 (※) の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

※「社会福祉事業」…「社会福祉を目的とする事業」のうち、規制と助成を通じて適正な実施の確保が図られなければならないものとして法上列挙 (第一、二種社会福祉事業)

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

⇒ 福祉サービス第三者評価事業の根拠

第三者評価事業の目的

「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」(厚生労働省通知)

(2) 福祉サービス第三者評価事業の目的

福祉サービス第三者評価事業は、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることを目的とするものであること。

なお、福祉サービス第三者評価を受けた結果が公表されることにより、結果として利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること。



- 施設・事業所の福祉サービスの質に関わる取り組みや、成果(よいところ)などを明らかにする。
- 福祉サービスの具体的な改善点を明らかにし、質の向上に結びつける。
- 利用者の適切な福祉サービスの選択に資する情報となる。
- 利用者や家族、地域への説明責任を果たし、信頼を高める。

● 第三者評価の必要性 ●

福祉サービスの専門性を
利用者自身が評価しにくい

利用者と事業者の
対等性が確保しづらい

福祉制度が理解しづらい
(情報の非対称性)

利用者の
権利擁護

各分野における第三者評価事業の位置づけ

	高齢者・介護	障がい者・児	保育所	社会的養護
受 審	任意 ※地域密着型サービスは外部評 価受審が義務化	任意	努力義務 ※子ども・子育て支援新制度の施 行に伴い努力義務化	義務 (3か年度に1回以上) ※「設備及び運営に関する基準」
受審率目標等	高齢者福祉サービス全体の数値 目標に加えて、養護老人ホーム や特養等のサービス区分ごとの 数値目標を設定する	障がい福祉サービス全体の数値目 標に加えて、サービス区分ごとの 数値目標を設定する	令和2年度～5年間ですべての事 業者で受審・公表を行うことを目 標とする。	全施設 (児童養護施設、乳児院、母子生 活支援施設、児童自立支援施設、 児童心理治療施設)
費用の補助	無	無	5年に1度の受審が可能となるよう 受審料の半額程度を公定価格の加算 (上限15万円)として補助	3年に1回に限り、31万1千円を 上限に措置費の第三者評価受審費加 算を算定できる
昨今の動き	「規制改革実施計画(平成29年 6月9日閣議決定)」で、介護分野 における利用者の選択に資する情 報の提供という観点から改善すべ き事項が指摘されたことを受け通 知発出	・左記の高齢者分野での対応に即し て同様の通知を発出 ・令和3年度報酬改定において、就 労継続支援A型の基本報酬にスコア 方式が導入。スコア評価のつとして 「前年度末日から過去3年以内の第 三者評価の受審状況」が盛り込まれ る	保育所における自己評価ガイドライ ン改訂(令和2年3月)	第3期受審期の1年延長 (新型コロナウイルスへの対応)
情報公表制度等	有 ※WAMNETを活用した公表 ※第三者評価の受審状況に関する項目 についてシステム改修	有 ※WAMNETを活用した公表(平成3 0年9月から)	各都道府県知事は、子ども・子育て支援 法に基づき、特定教育・保育施設等の提 供する教育・保育の内容、当該施設等の 運営状況に関する情報を公表	第三者評価結果、毎年度の自己評価結果 を公表しなければならない

背景～「社会福祉基礎構造改革」

福祉を取り巻く状況やニーズの変化を受け、社会福祉の基本構造を抜本改革（1998～）
《社会福祉の理念》

個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、その人らしい自立した生活が送れるよう支える。

- ・ 2000年社会福祉法改正
- ・ 2003年障害者支援費制度⇒障害者自立支援法
(・ 2000年介護保険法施行)
- ・ 改革の基本的方向と具体的内容（幅広に）
 - ①サービスの利用者 と 提供者の対等な関係の確立
⇒措置から契約へ自己決定、権利擁護
 - ②個人の多様な需要への地域での総合的な支援
⇒ケアマネジメント、障がい者相談支援
 - ③幅広い需要にこたえる多様な主体の参入促進
⇒NPO、営利法人等の参入⇒事前規制から事後規制へ
 - ④信頼と納得の得られるサービスの質と効率性向上

⇒第三者評価、苦情解決制度

- ⑤情報公開等による事業運営の透明性の確保
⇒事業情報の公開、社会福祉法人財務状況の開示

第三者評価事業の開始

- (1) 厚生労働省での検討
 - ・ 平成10年11月「福祉サービスの質に関する検討会」設置
 - ・ 平成11年3月「福祉サービスの質に関する基本方針」
 - ・ 平成12年6月「福祉サービスの第三者評価に関する中間まとめ」
 - ・ 平成13年3月「福祉サービスの第三者評価に関する報告書」
- (2) 実施要領〔指針〕(平成13年5月)の発出
- (3) 新たな指針(平成16年5月)による事業の推進

- 平成17年4月島根県福祉サービス第三者評価事業推進要綱
- 同年10月1日から評価事業開始

導入後の動き

《社会的養護関係施設の評価義務化（H24～）》

○児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設は、3年に1回の第三者評価受審・公表と毎年の自己評価実施が義務付け

○受審費用は、31.1万円上限に措置費加算
(背景)

- ・子どもが施設を選ぶ仕組みでない措置制度等
- ・また、施設長による親権代行等の規定もある・被虐待児等が増加し、施設運営の質向上が必要
- ・規制改革実施計画（平成25年6月閣議決定）
「質の高い実効性のある評価を行うため、介護・保育の分野について、第三者評価受審率の数値目標を定める。」

○保育所・H27～5年に1回程度事業者の受審を目標に第三者評価の受審・公表を行った事業者に、受審料の半額程度を公定価格に加算（15万円）することにより補助

○介護施設・前年度以上の受審率を目標

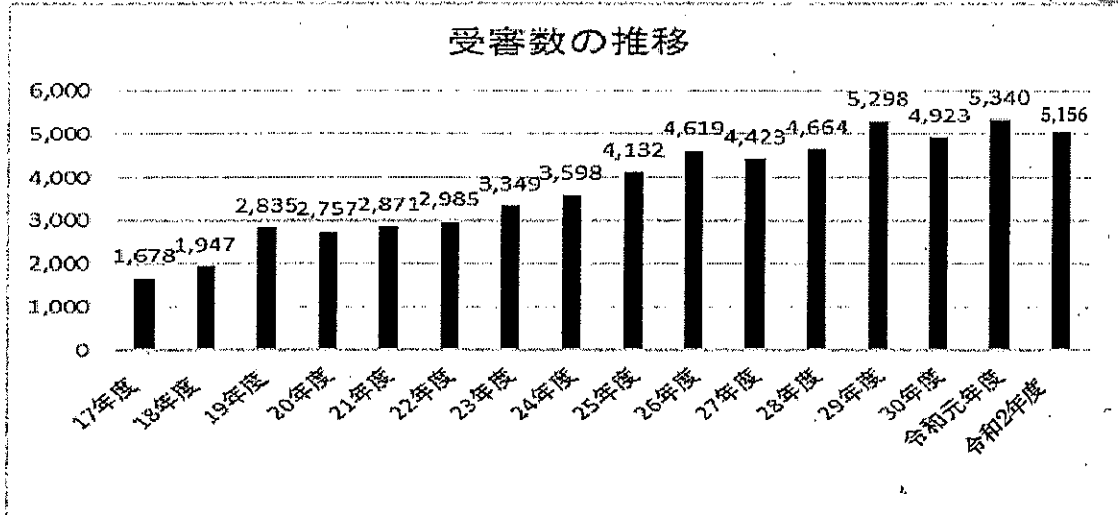
各分野の評価基準ガイドライン策定状況

○各福祉施設・事業所（社会福祉事業）の種別等の特性や専門性を踏まえた福祉サービス・支援内容に関する付加する評価項目

分野	事業種別	策定・改定期期	
高齢者	特別養護老人ホーム、通所介護、訪問介護	平成25年3月通知 →平成29年3月通知（改定） →令和2年3月31日通知（改定）	
	養護老人ホーム、軽費老人ホーム	平成29年3月通知 →令和2（改定）年3月31日通知	
障がい児・者	障がい者・児施設	平成17年3月通知 →平成29年2月通知（改定） →令和2年4月1日通知（改定）	
子ども・子育て	保育所	平成17年5月通知 →平成23年3月通知（改定） →平成28年3月通知（改定） →令和2年4月1日通知（改定）	
	児童館	平成18年8月通知 →令和2年9月8日（改定）	
	放課後児童クラブ	令和3年3月29日（新規）	
社会的養護関係施設	児童養護施設 乳児院 母子生活支援施設	平成17年3月通知 →平成24年3月通知 →平成27年2月通知（改定） →平成30年3月通知（改定）	
	児童心理治療施設 児童自立支援施設	平成19年6月通知 →平成24年3月通知 →平成27年2月通知（改定） →平成30年3月30日通知（改定）	
	小規模住居型児童養育事業児童自立生活援助事業	平成22年3月通知	
	更正事業	婦人保護施設 救護施設	平成18年6月通知 平成30年9月20日通知（新規）

2 令和2年度の受審状況

令和2年度の受審数：5,156件



本県では、以下の表に記載する福祉サービスを評価の対象としています。

高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム（ケアハウス） ・特別養護老人ホーム ・介護保険法に定める施設サービス、居宅サービス、介護予防サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援の施設・事業所
児童	<p>★児童養護施設 ★母子生活支援施設 ★乳児院★児童心理治療施設 ★児童自立支援施設</p> <p>（★は社会的養護関係施設 全国推進組織が認証した評価機関が評価を行う）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所 ・自立援助ホーム ・認定こども園（幼稚園型を除く）・放課後児童クラブ
障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉型障害児入所施設 ・医療型障害児入所施設 ・障害児通所支援事業所 ・障害者支援施設 ・障害福祉サービス事業所
保護	<ul style="list-style-type: none"> ・救護施設

養成・継続・更新時研修(調査者の資質向上)

(1) 養成研修

評価機関における調査者としての資格を付与するために実施。評価の実施に必要な知識や手法等を習得。資格の有効期間は2年間

(2) 継続研修

養成研修修了者のうち、評価業務に携わる者に対して実施。資格の有効期間は3年間

(3) 更新時研修

第三者評価機関認証の更新時に当該評価機関に所属する評価調査者を対象に実施

島根県(推進組織)の役割

《島根県》

- ①第三者評価事業の企画立案
- ②評価機関の育成及び認証
- ③評価基準の作成及び評価手法の開発
- ④評価結果の公表等
- ⑤評価調査者の養成
- ⑥第三者評価事業に関する情報公開
- ⑦第三者評価事業の苦情解決
- ⑧福祉サービス第三者評価事業の普及啓発等

《福祉サービス第三者評価推進委員会》

学識経験者、福祉サービス利用者を代表する者及び事業者を代表する者により構成し、第三者評価事業推進のための審議(評価機関の認証、評価基準の作成、第三者評価事業の普及啓発等)を行う。

島根県認証評価機関(令和4年3月1日現在)

評価機関の名称	所在地	認証番号
(有)保健情報サービス	鳥取県米子市	島根17-01
(有)ケアオフィス	浜田市	島根17-02
特定非営利活動法人メイアイヘルプユー	東京都品川区	島根28-05
(株)評価基準研究所	東京都千代田区	島根 R2-07

関連各制度の違い

	福祉サービス第三者評価	行政監査	介護サービス情報の公表制度
目的	サービスの質向上と利用者のサービス選択に資する情報提供	法令等に定められた基準遵守状況確認	利用者のサービス選択に資する情報の提供
実施者	民間の評価機関	行政	行政
実施義務	原則任意	義務	義務
特徴	受審は任意、事業者が評価機関を選択	・法令に基づき、すべての事業所を対象に監査実施 ・法令に基づき指導等	・客観性の高い基本・運営情報を提供する ・内容の評価は行わない
公表	ホームページで閲覧可	施設は非公表(法人本部については一部公表)	ホームページで閲覧可

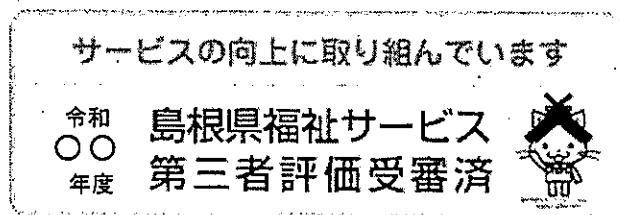
令和3年度島根県第三者評価事業周知及び受審促進の取組等について
(島根県健康福祉部地域福祉課)

1. 社会福祉法人指導監査説明会等資料、介護・障がい集団指導資料として
県内の全ての社会福祉法人を対象とした研修会、介護保険事業者や障がい福祉関係事業者等説明会及び集団指導時に第三者評価事業の概要等について説明し、受審を呼びかけた。
2. 社会福祉施設、事業所の指導・監査時に説明
地域福祉課及び各事業課が実施する社会福祉法人、社会福祉施設、事業所の指導・監査の際に受審勧奨を行った。また、高齢者分野及び障がい分野について、平成30年度から施設等利用者への重要事項の説明項目に「第三者評価の実施状況」が追加されたことに伴い、これを記載していない施設等に対しては記載するよう文書により指導を行った。
3. 施設整備に係る補助事業対象施設選定項目として導入
社会福祉施設等整備費補助金（障がい児者施設）に係る施設整備方針に第三者評価受審を勘案項目に追加した。
4. 受審ステッカーの配布
受審済の施設、事業所に「しまねっこ」受審ステッカーを配布し、PRを促した。
 - ・一般用（事業所内貼付用）
 - ・自動車用（福祉車両貼付用）

※表示可能期間

[社会的養護関係施設]：3年間

[その他の施設、事業所]：5年間



1. 受審数等の状況(総括表)

(1) 都道府県別の受審数

No.	都道府県	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	都道府県別 累計 実績数
1	北海道	0	1	9	20	13	17	28	14	24	57	13	26	42	26	31	20	341
2	青森県	5	19	34	12	19	26	14	11	22	20	18	13	15	20	15	10	273
3	岩手県	9	15	21	29	24	18	28	19	24	19	15	15	18	15	17	9	295
4	宮城県	0	0	0	3	9	1	6	3	13	24	18	20	27	13	21	15	173
5	秋田県	0	0	4	1	1	4	7	6	8	14	2	6	17	13	9	18	110
6	山形県	0	2	2	1	4	2	3	0	5	11	0	5	15	9	2	9	70
7	福島県	0	0	3	8	9	6	3	3	15	17	8	13	24	10	13	13	145
8	茨城県	1	2	6	3	1	1	0	0	3	23	1	9	20	14	19	21	124
9	栃木県	1	8	6	6	10	11	8	8	29	26	31	21	29	29	18	23	264
10	群馬県	16	11	8	11	7	5	4	7	10	9	8	8	11	12	5	7	139
11	埼玉県	8	22	26	25	27	19	17	27	34	46	39	48	55	43	58	47	541
12	千葉県	0	3	81	28	45	51	56	35	71	77	107	95	123	87	116	119	1,094
13	東京都	1,352	1,308	1,827	1,817	2,006	1,979	2,358	2,613	2,762	2,891	2,990	2,970	3,191	3,245	3,572	3,608	40,489
14	神奈川県	37	100	131	163	107	148	170	180	225	173	274	333	397	330	312	322	3,402
15	新潟県	0	0	0	7	18	27	23	10	14	22	9	37	32	23	23	5	250
16	富山県	9	18	7	4	2	6	5	2	4	4	12	7	8	6	7	13	114
17	石川県	0	42	38	32	21	13	11	6	8	23	2	6	14	3	15	6	240
18	福井県	0	3	2	4	4	5	4	6	8	9	9	11	12	8	12	8	105
19	山梨県	1	10	4	7	7	2	5	6	6	6	2	5	6	1	3	6	77
20	長野県	2	15	9	29	16	15	37	24	19	39	41	34	58	77	74	24	513
21	岐阜県	7	19	10	4	10	10	15	17	22	18	23	29	37	38	35	25	319
22	静岡県	47	38	45	40	38	15	12	15	30	39	31	43	36	46	47	16	538
23	愛知県	3	25	39	55	59	110	85	92	95	105	100	124	136	126	135	105	1,394
24	三重県	19	7	13	13	13	8	6	9	26	18	12	39	34	31	31	18	297
25	滋賀県	0	0	3	4	3	3	3	3	4	14	12	10	18	11	8	15	111
26	京都府	80	115	254	185	192	207	197	216	221	262	268	301	244	249	259	226	3,476
27	大阪府	9	31	80	60	41	80	50	72	85	151	86	100	137	100	89	74	1,245
28	兵庫県	20	25	51	52	32	44	41	32	71	104	57	72	123	70	62	63	919
29	奈良県	0	0	0	4	2	1	1	1	4	11	1	3	12	5	5	7	57
30	和歌山県	0	0	2	10	4	2	2	2	3	15	5	3	12	5	0	8	73
31	鳥取県	0	15	18	20	24	26	28	19	32	42	25	29	53	44	46	36	457
32	島根県	0	1	4	1	2	1	5	1	3	5	2	6	22	9	25	13	100
33	岡山県	0	0	0	3	0	0	0	3	6	18	7	16	25	14	16	12	120
34	広島県	0	0	0	1	16	21	12	15	32	34	12	27	34	35	41	44	324
35	山口県	41	39	25	14	10	14	14	5	15	14	12	23	18	9	21	17	291
36	徳島県	0	0	0	6	3	3	3	1	5	14	0	3	12	3	4	10	67
37	香川県	0	0	8	2	5	5	7	6	6	7	4	4	7	1	3	1	66
38	愛媛県	0	0	4	8	6	18	14	17	42	18	11	23	47	16	27	14	265
39	高知県	0	2	1	3	1	0	0	3	5	6	3	5	6	3	6	6	50
40	福岡県	0	0	0	5	20	11	6	9	21	45	13	28	33	14	17	31	253
41	佐賀県	0	4	1	2	0	3	0	1	1	16	2	4	6	2	6	5	53
42	長崎県	0	3	12	6	10	4	8	12	18	22	28	17	21	21	23	29	234
43	熊本県	0	21	22	27	19	26	28	50	53	47	63	30	42	40	33	17	518
44	大分県	11	14	18	14	6	7	11	6	8	18	13	9	25	9	10	16	195
45	宮崎県	0	0	0	0	2	1	4	5	7	14	8	5	10	15	9	5	85
46	鹿児島県	0	9	5	4	1	6	7	1	6	40	22	24	23	14	34	18	214
47	沖縄県	0	0	2	4	2	3	3	5	7	12	4	5	11	9	6	22	95
	全国合計受審数	1,678	1,947	2,835	2,757	2,871	2,985	3,349	3,598	4,132	4,619	4,423	4,664	5,298	4,923	5,340	5,156	60,575

※平成17～19年度の実績数については、一部の県で外部評価等が含まれていたためその数を除外

※平成24年度から、全国推進組織が認証する評価機関が評価実施した社会的養護関係施設の受審数を「都道府県累計」に合算して総括表(本表)を作成

3. 各種事業等

(5) 第三者評価受審促進に向けた普及・啓発等の取組の状況

No.	都道府県	受審済証等の交付	パンフレット等の配布	評価機関連絡会の開催	その他	その他の内容
1	北海道	○	○	○	○	・自己評価研修会(保育編)の開催 ・自己評価研修会(高齢編)の開催
2	青森県	○	○	○	×	
3	岩手県	○	○	○	○	指導監査時における説明
4	宮城県	○	○	×	○	・各種研修会(施設長研修会、社会福祉法人研修会等)、集団指導、指導監査時等での周知・受審勸奨 ・県ホームページにおける周知 ・受審済ステッカー・ポスターの配布 ・会議・文書等による市町村への周知・受審促進協力依頼 ・電子メールによる社会福祉法人・事業所への受審勸奨
5	秋田県	○	○	○	○	・県ホームページにおける周知 ・受審済ステッカーの配布
6	山形県	○	○	×	○	福祉人材センター求人票における受審済施設の明示
7	福島県	○	○	○	○	・指導監査時の受審奨励 ・県ホームページにおける周知 ・玄関用ステッカー及び車両用マグネットシートの配布 ・法人、事業者が参加する会議等におけるPR
8	茨城県	○	×	×	×	
9	栃木県	○	○	×	○	・受審済ステッカーの配布 ・普及啓発セミナーの開催
10	群馬県	○	○	○	○	・受審済証のプレートを作成 ・受審促進に向けたチラシの配布 ・受審を希望する法人への個別説明会・研修会 ・経営協と連携し補助事業の周知・受審促進
11	埼玉県	○	○	×	○	・受審済ステッカーの配布 ・事業者が参加する各種研修会、会議、集団指導等におけるPR
12	千葉県	○	○	○	○	・受審済証は2種類のサイズ(事業所玄関・自動車貼付用)を配付 ・関係団体が出席する会議における周知啓発の実施
13	東京都	○	○	○	○	・事業者連絡会の制度説明・啓発 ・パンフレットの作成・配布 ・受審済ステッカーの配布(自動車貼付用も配布) ・ポスターの作成・配付 ・指導検査時の受審奨励 ・区市町村開催の福祉関連イベントにおけるパンフレット等の配布 ・駅構内のデジタルサイネージに第三者評価制度の情報を掲載 ・東京都の公式動画チャンネルに第三者評価制度の情報を掲載 ・連続受審事業所へのインタビュー、記事の掲載 ・駅構内にて、第三者評価制度普及ポスターを掲示 ・保育サービスの区市町村別受審事業所を第三者評価ホームページ上にて紹介することによる、都民への制度周知 ・高齢居宅系サービスの評価結果概要版を第三者評価ホームページ上にて紹介することによる、都民への制度周知 ・受審事業者アンケート実施および結果の公表 ・老年学老年医学公開講座・東京都医学総合研究所都民講座における福ナビ操作体験及びパンフレット配布 ・認知症カフェにパンフレットを設置
14	神奈川県	○	○	○	○	・受審済ステッカーの配布 ・事業者向け説明会の開催 ・障害者グループホーム第三者評価項目の策定 ・受審促進に向けた三県市担当者会議(県・横浜市・川崎市)の開催 ・平成30年度事業見直しに関する検証(令和元年度～令和3年度)
15	新潟県	○	○	○	○	・事業者向け説明会における受審奨励 ・指導監査時の受審奨励 ・講演会の開催 ・会議や文書等による市町村担当部署への周知・受審奨励 ・県の「社会福祉施設等名簿」に受審事業者であることを付記
16	富山県	○	○	×	○	・指導監査の際に法人・施設へ受審依頼 ・福祉事業者団体の会議等の機会を活用したPR ・電子メールによる事業所への受審呼びかけ ・県ホームページにおいて第三者評価受審事業者の声、受審後の施設利用者の声を掲載
17	石川県	○	×	×	○	・指導監査時の受審奨励
18	福井県	×	○	×	○	ホームページによる周知啓発
19	山梨県	×	○	×	×	ホームページによる周知啓発
20	長野県	○	○	○	○	集団指導・指導監査における普及啓発

No.	都道府県	受審済証等の交付	パンフレット等の配布	評価機関連絡会の開催	その他	その他の内容
21	岐阜県	○	○	×	○	・集団指導・施設長研修等におけるPR ・市町村法人監査担当課へのPR依頼
22	静岡県	○	○	○	○	・啓発研修会の実施 ・法人・施設指導監査における受審勸奨 ・監事監査研修会等会合における受審勸奨
23	愛知県	○	×	○	○	・社会福祉協議会の機関紙に普及・啓発記事を掲載 ・ホームページによる周知啓発
24	三重県	○	○	×	○	・事業者会議等の席上で事業説明・広報 ・チラシ作製のうえ全法人に配布 ・受審事業者アンケート実施・結果の広報(チラシに記載)
25	滋賀県	×	○	×	○	施設指導監査時における普及啓発
26	京都府	○	○	○	○	・介護保険サービス、障害福祉サービス集団指導、施設長研修会、種別協議会、出張講座等でPR
27	大阪府	○	○	○	○	・府ホームページにおける周知啓発 (周知パンフレット、受審事業者の感想等を掲載) ・会議等を通じた周知・受審勸奨 (社会福祉法人等の指導監査・説明会、市町村担当課長会議 等)
28	兵庫県	○	○	○	○	・社会福祉法人研修会、介護事業者集団指導等で制度をPR ・受審証明書の発行
29	奈良県	○	×	×	○	施設種別団体での会合や研修時に第三者評価受審の呼びかけ
30	和歌山県	○	○	×	○	受審済ステッカーの配布
31	鳥取県	○	○	×	○	・評価認定証を評価機関が交付 ・運営費補助金要綱で定められた種別の施設が受審した場合、補助金の加算をする ・指導監査時の受審奨励 ・条例による第三者評価の受審の努力義務化
32	島根県	○	○	×	×	・県のホームページによる広報及び周知 ・指導監査時の受審奨励 ・評価機関が公表に同意した事業者に対し受審証明書を交付する ・受審済ステッカーの配布
33	岡山県	○	×	×	○	・ホームページによる周知啓発 ・指導監査時における受審奨励
34	広島県	○	○	○	×	・ホームページによる広報・周知 ・指導監査時の受審奨励
35	山口県	○	○	×	○	・指導監査時の受審奨励 ・各種会議や研修会等における周知
36	徳島県	○	×	×	○	・指導監査時の受審奨励 ・県ホームページによる普及啓発 ・各種会議・研修会等での広報・周知
37	香川県	○	○	×	○	・関係団体の理事会や総会、研修会などにおける周知 ・第三者評価のHPから受審施設のHPへのリンク ・寄附対象施設の選定における受審施設の優先的取扱い ・法人・施設監査時における説明
38	愛媛県	○	○	×	○	・各種会議、研修会等で普及啓発 ・法人・施設監査時における説明 ・受審証の交付 ・受審済ステッカーの配布 ・受審法人に対する法人監査の実施頻度の緩和(3年に1回→4年に1回)
39	高知県	×	○	×	×	・指導監査時における説明 ・事業者が参加する集団指導におけるPR
40	福岡県	○	○	○	○	・県社会福祉協議会の広報誌に第三者評価事業について掲載 ・各施設種別の会議・研修等で広報・周知 ・運営適正化委員会開催の研修で広報・周知
41	佐賀県	○	○	×	×	・指導監査時の受審奨励 ・受審済ステッカーの配布 ・ホームページによる周知啓発
42	長崎県	○	×	×	○	・施設種別ごとの協議会等において事業周知 ・県補助金を受けて施設整備を行う場合、評価受審を条件とするよう関係審査基準等を改正
43	熊本県	○	○	○	○	・施設整備等の審査基準の一項目、受審確約書の提出 ・アンケート調査 等
44	大分県	×	○	×	○	・指導監査時の受審奨励 ・県ホームページにおける周知
45	宮崎県	○	○	○	○	・指導監査における普及啓発 ・各種会議、研修会等での広報・周知
46	鹿児島県	○	○	×	○	・各種会議、研修会等で説明・全社協作成パンフレットの配布 ・県ホームページによる周知啓発
47	沖縄県	○	○	×	○	・広報テレビ番組、広報誌、新聞、twitter、県ホームページにおける周知 ・受審証明書の交付
計		42	40	20	40	

サービス種別ごとの受審状況(年度別)

区分	サービス種別	現施設数	R元	R2	R3	計
高齢者	養護老人ホーム	23	1			1
	特別養護老人ホーム	92	2	1		3
	軽費老人ホーム	17				0
	訪問サービス(※1)	221	1	1		2
	通所サービス(※2)	372	5	1	1	7
	短期入所生活介護	153	1	1		2
	小規模多機能型居宅介護	80			1	1
	通所リハビリテーション	32				0
	居宅介護支援	259		2		2
	複合型サービス	6	1			1
	小計			11	6	2
障がい者	居宅介護	146	1	1		2
	重度訪問介護	111				0
	同行援護	40		1		1
	行動援護	19				0
	療養介護	3				0
	生活介護	55	1			1
	短期入所	72	1			1
	自立訓練	12				0
	就労移行支援	17				0
	就労継続支援	155				0
	就労定着支援	12				0
	自立生活援助	7				0
	共同生活援助	73	1			1
	障害者支援施設	29	1		1	2
	児童発達支援	22				0
	放課後等デイサービス	46	1			1
	保育所等訪問支援	12				0
	相談支援	104	1			1
	障害児入所施設	7				0
小計			7	2	1	10

※非公表のものを除く。「現施設数」は重複あり。R3は予定件数含む。

※1 訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護

※2 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護

(参考)目標設定対象外サービス

区分	サービス種別	現施設数	R元	R2	R3	計
児童	児童養護施設	3	1	2		3
	母子生活支援施設	1		1		1
	乳児院	1				0
	児童心理治療施設	1	1			1
	児童自立支援施設	1		1		1
	保育所、認定こども園	302	5	1	4	10
小計			7	5	4	16
計			25	13	7	78

島根県における福祉サービス第三者評価の次期数値目標の設定について

(島根県健康福祉部地域福祉課)

1 数値目標設定の経緯

平成29年6月に閣議決定された規制改革実施計画において、介護分野における利用者の選択に資する情報の提供という観点から第三者評価について改善すべき事項が指摘



全国社会福祉協議会に設けられた「福祉サービスの質の向上推進委員会」で検討



その結果を踏まえ、厚生労働省が、高齢者福祉サービス事業所及び障害福祉サービス事業所における第三者評価の実施に係る留意事項の通知を发出

(留意事項通知抜粋)

高齢者福祉サービス（障害福祉サービス等）全体の数値目標に加えて、次表の全てのサービス区分ごとの数値目標を設定すること。ただし、当面は、現在のサービス区分ごとの事業の実施状況や評価機関の確保等を勘案して、全てのサービス区分ではなく、一部のサービス区分で数値目標を設定することとしても差し支えないこと。

2 H30年度に設定した数値目標

県内の第三者評価機関は5機関のみであり、また、受審費用が1件あたり30万円程度かかることを考えると、急激な増加は見込めない。



- ・高齢者分野における令和元年度の目標値は、サービス区分毎ではなく全体の数値目標とし、過去3年間の平均を上回る3件、その後は前年を上回る件数とする。
- ・障がい分野における令和元年度の目標値も同様に全体の数値目標とし、まずは実績をあげること主眼を置き1件とし、その後は前年を上回る件数とする。

区分	R元	R2	R3
高齢者	3	4	5
障がい	1	2	3

3 令和元～3年度の実績

区分	R元	R2	R3
高齢者	11	6	2
障がい	7	2	1

4 令和4年度以降の数値目標について

過去3カ年の受審の実績やコロナ感染症の影響等を踏まえ、次期数値目標についてご議論いただく。

(案1 従来の考え方)

- ・高齢者分野における令和4年度の目標値は、過去3年間の平均を上回る7件とし、その後は前年を上回る件数とする。
- ・障がい分野における令和4年度の目標値は、過去3年間の平均を上回る4件とし、その後は前年を上回る件数とする。

区分	R4	R5	R6
高齢者	7	8	9
障がい	4	5	6

(案2 新型コロナの影響を加味)

- ・高齢者分野における令和4年度の目標値は、新型コロナの影響を踏まえ令和3年度を上回る3件とし、その後は前年を上回る件数とする。
- ・障がい分野における令和4年度の目標値は、新型コロナの影響を踏まえ令和3年度を上回る2件とし、その後は前年を上回る件数とする。

区 分	R4	R5	R6
高齢者	3	4	5
障がい	2	3	4

(案3)

- ・新型コロナが当該事業にどの程度影響を与えるのか見通せない中、他県も多くが目標値を設定していない状況にあり。本県も当面は目標値を設定することなく、第三者評価事業の推進方策を検討し、その取組を着実に実行する。

I 受審促進等
問1 令和3年度の受審目標

都道府県	目標設定件数※	(1) 受審目標設定件数														
		①高齢者			②障害者・児			③保育			④社会的養護			⑤その他		
		設定しない	設定する	件数	設定しない	設定する	件数	設定しない	設定する	件数	設定しない	設定する	件数	設定しない	設定する	件数
北海道	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
青森県	13	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
岩手県	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
宮城県	26	—	○	5	—	○	8	—	○	13	○	—	—	○	—	—
秋田県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山形県	0	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
福島県	5	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—
茨城県	0	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
栃木県	20	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
群馬県	20	—	○	5	—	○	5	—	○	5	—	○	5	—	—	—
埼玉県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
千葉県	117	—	○	13	—	○	47	—	○	50	—	○	7	—	—	—
東京都	3,860	—	○	1,410	—	○	790	—	○	1,630 ※保育・社会的養護合算	—	○	※	—	○	30
神奈川県	300	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
新潟県	0	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
富山県	2	○	—	—	○	—	—	—	○	2	○	—	—	○	—	—
石川県	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
福井県	10	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
山梨県	3	—	○	1	—	○	1	—	○	1	○	—	—	○	—	—
長野県	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
岐阜県	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
静岡県	37	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
愛知県	130	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
三重県	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
滋賀県	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
京都府	255	—	○	180	—	○	35	—	○	30	—	○	5	—	○	5
大阪府	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
兵庫県	137	—	○	49	—	○	39	—	○	47	○	—	—	○	—	—
奈良県	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
和歌山県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鳥取県	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
島根県	8	—	○	5	—	○	3	○	—	—	○	—	—	○	—	—
岡山県	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
広島県	45	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
山口県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
徳島県	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
香川県	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
愛媛県	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
高知県	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
福岡県	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
佐賀県	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
長崎県	28	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
熊本県	0	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
大分県	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
宮崎県	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
鹿児島県	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
沖縄県	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—
合計	5,016	34	9		34	9		34	9		38	5		37	4	

※「—」は未定、未設定、回答なし

受審促進等

(2) 受審目標の公表について

都道府県	受審目標の公表									
	①高齢者		②障害者・児		③保育		④社会的養護		⑤その他	
	公表しない	公表する	公表しない	公表する	公表しない	公表する	公表しない	公表する	公表しない	公表する
北海道	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
青森県	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
岩手県	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
宮城県	—	○	—	○	—	○	—	○	—	○
秋田県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山形県	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
福島県	—	○	—	○	—	○	—	—	○	○
茨城県	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
栃木県	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
群馬県	—	○	—	○	—	○	—	—	○	—
埼玉県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
千葉県	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
東京都	—	○	—	○	—	○	—	—	○	○
神奈川県	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
新潟県	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
富山県	○	—	○	—	—	○	—	○	—	—
石川県	○	—	○	—	—	○	—	○	—	—
福井県	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
山梨県	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
長野県	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
岐阜県	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
静岡県	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
愛知県	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
三重県	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
滋賀県	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
京都府	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
大阪府	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
兵庫県	—	○	—	○	—	○	—	—	○	○
奈良県	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
和歌山県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鳥取県	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
島根県	—	○	—	○	—	○	—	○	—	—
岡山県	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
広島県	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
山口県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
徳島県	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
香川県	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
愛媛県	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
高知県	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
福岡県	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
佐賀県	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
長崎県	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
熊本県	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
大分県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宮崎県	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
鹿児島県	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
沖縄県	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
合計	36	6	36	6	35	7	38	4	38	3

社援発 0326 第 8 号
老 発 0326 第 8 号
平成 30 年 3 月 26 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長
老 健 局 長
(公 印 省 略)

高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施に係る留意事項について

福祉サービス第三者評価事業については、今般、「『福祉サービス第三者評価事業に関する指針について』の全部改正について」の一部改正について（平成 30 年 3 月 26 日付け子発 0326 第 10 号、社援発 0326 第 7 号、老発 0326 第 7 号厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）（以下「第三者評価指針改正通知」という。）により、「『福祉サービス第三者評価事業に関する指針について』の全部改正について」（平成 26 年 4 月 1 日付け雇児発 0401 第 12 号、社援発 0401 第 33 号、老発 0401 第 11 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）が一部改正されたところである。

高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施については、「規制改革実施計画（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）」により、介護分野における利用者の選択に資する情報の提供という観点から改善すべき事項が指摘されたことを受けて、本事業の全国推進組織である全国社会福祉協議会に設けられた「福祉サービスの質の向上推進委員会」に検討を要請し、その結果を踏まえて、本通知を发出することとなった。

本通知の内容については、平成 30 年 4 月 1 日から適用することとなるが、各都道府県においては、第三者評価指針改正通知のほか、下記に留意の上、適切な実施に配慮願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 第三者評価受審促進に向けた受審率の数値目標の設定及び公表について

(1) 第三者評価指針改正通知の内容

今般の第三者評価指針改正通知では、福祉サービス第三者評価事業が福祉サービスの質の向上のための措置を援助するためのものであると同時に、評価結果が公表されることにより、結果として利用者の適切なサービス選択に資するための情報を生み出す側面もあることから、

- ・ 同通知中の指針において、経営者の責務及び事業の位置付けとして、質の向上とサービス選択の両者を踏まえた積極的な受審が必要である趣旨を明記するとともに、
- ・ 本事業の普及・啓発を更に進める観点から、同通知に添付される都道府県推進組織のガイドラインに、共通事項として、数値目標の設定及び公表並びに本事業の実施状況の評価（以下「数値目標の設定等」という。）に関する努力義務の規定を設ける

こととした。

(2) 高齢者福祉サービスの対応

①数値目標の設定等

高齢者福祉サービスについては、介護分野が「規制改革実施計画（平成29年6月9日閣議決定）」において個別に指摘を受けたことを踏まえ、以下の点に留意すること。

- ・ 高齢者福祉サービス全体の数値目標に加えて、次表の全てのサービス区分ごとの数値目標を設定すること。ただし、当面は、現在のサービス区分ごとの事業の実施状況や評価機関の確保等を勘案して、全てのサービス区分ではなく、一部のサービス区分で数値目標を設定することとしても差し支えないこと。

(サービス区分)

1 養護老人ホーム	5 通所サービス（※2）
2 特別養護老人ホーム	6 短期入所生活介護
3 軽費老人ホーム	7 小規模多機能型居宅介護
4 訪問サービス（※1）	8 複合型サービス

※1 訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護

※2 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護

- ・ 数値目標の設定に当たっては、受審促進に向けて、どのような取組を実施するか、評価するための評価機関をどのように確保するかなど、数値目標を達成するための方策をあわせて検討することが重要であること。
- ・ 数値目標は、評価機関数など様々な制約がある中で、中長期的な視点に立ち、先ずは、直近の3年間の受審計画を毎年度見込むものであること。
- ・ 数値目標の水準は、従来からの受審率引き上げを目指すため国から提示している「前年度以上の受審率」を踏まえたものとし、かつ、単にこれまでの実績や評価機関からの調査結果だけをもって設定するのではなく、「3 福祉サービス第三者評価事業に関連した介護保険制度での見直し」の影響を加味したものとする。

②数値目標を達成するための方策

数値目標を達成する方策については、制度理解を重視した普及・啓発の取組だけではなく、より効果的な普及・啓発方法や受審することによるメリットを感じてもらえるような取組が望まれる。

例えば、介護サービスの実践の振りかえり（自己評価）を通じた介護サービスの評価の体験学習の場を開催、法人指導監査時に監査周期の延長も教示した上で本事業の受審を推奨、その他都道府県の実情に応じて、以下のような取組を推進することが考えられる。

<取組例>

- ア 福祉サービス第三者評価を受審した事業所については、サービスの質の向上や事業の透明性を確保しようとしている事業所として位置付け、受審していない事業所と差別化して、ケアマネジャーへの情報提供やHPでの公表を行う。
- イ アと同様の理由から、受審していない事業所と差別化し、福祉人材センター、県内の福祉系大学・専門学校など介護人材の求人に関わる関係機関に情報提供する。
- ウ 施設整備費の補助において、福祉サービス第三者評価事業の受審を重視する。

2 福祉サービス第三者評価を受審する事業所の負担軽減

今般、第三者評価指針改正通知では、介護事業所の負担を軽減することによって自発的な受審を後押しする観点から、共通事項として、都道府県推進組織のガイドラインに「福祉サービス第三者評価を受審する事業所から提出を求める書類等について、可能な限り既存の資料を活用するなど、事業所の負担軽減に配慮すること」の規定を設けた。

また、高齢者福祉サービスについては、以下のとおり、介護事業者が福祉サービス第三者評価を受審することにより、関係する制度で課される義務等を軽

減することが可能とされていることから、これらの義務等の軽減の着実な実施及びこれらの周知もあわせて行われたい。

関係する制度	制度で課される義務等の軽減内容
社会福祉法人の監査	所轄庁の判断により、3年に1回監査を実施すべきところ、一定の要件を満たす場合、4年に1回に監査の周期の延長が可能とされている。
介護サービスの情報公表	都道府県が定める調査の指針を策定するにあたってのガイドラインにおいて、「調査を行わないなどの配慮をすることが適当と考えられる事項」として、福祉サービス第三者評価を定期的実施している事業所を例示している。

3 福祉サービス第三者評価事業に関連した介護保険制度での見直し

(1) サービスの選択に資すると認められる重要事項としての位置付け

福祉サービス第三者評価事業については、結果として、利用者の適切なサービス選択に資する情報を提供することが期待されているものの、一般国民の認知度が必ずしも高い状況にはないため、利用者が自らその制度を知り、情報を参照することが困難な状況にある。

一方、介護事業所は、サービス提供の開始にあたって、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を説明する義務があり、一般国民の認知度が必ずしも高くない現状を踏まえると、自ら、任意の福祉サービス第三者評価を受審し、サービスの質の向上や事業の透明性を確保しようとしているのかを説明する必要がある。

このため、今般、次表の介護保険サービスに係る基準通知の一部を改正することにより、次表の介護保険サービスに係る事業所は、サービス提供の開始にあたって、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対して、「第三者評価の実施の有無」、「実施した直近の年月日」、「実施した評価機関の名称」、「評価結果の開示状況」をサービスの選択に資すると認められる重要事項として説明するものとしたので、関係機関への周知をお願いしたい。

表 (基準通知の改正の対象である介護保険サービス)

1	訪問介護 (介護予防訪問介護)
2	通所介護 (介護予防通所介護)
3	短期入所生活介護 (介護予防短期入所生活介護)
4	定期巡回・随時対応型訪問介護看護

5	夜間対応型訪問介護
6	地域密着型通所介護
7	認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）
8	小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）
9	認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）
10	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
11	看護小規模多機能型居宅介護（複合型施設）
12	介護老人福祉施設

(2) 介護サービス情報公表システムにおける評価結果の掲載

福祉サービス第三者評価事業が、結果として、利用者の適切なサービス選択に資する情報を提供することを期待されていることに鑑み、平成30年度のシステム改修において、

- ・ 現在の「第三者評価の受審状況」に関する項目をよりわかりやすく表示するとともに、
- ・ 事業者の同意に基づき、「総評」、「第三者評価結果に対する事業者のコメント」といった評価結果を掲載する

予定なので、関係機関への周知をお願いしたい。

社援発0329第18号
障発0329第28号
平成30年3月29日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省 社会・援護局長
障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施に係る留意事項について

福祉サービス第三者評価事業については、今般、「『福祉サービス第三者評価事業に関する指針について』の全部改正について」の一部改正について」(平成30年3月26日付け子発0326第10号、社援発0326第7号、老発0326第7号厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)(以下「第三者評価指針改正通知」という。)により、「『福祉サービス第三者評価事業に関する指針について』の全部改正について」(平成26年4月1日付け雇児発0401第12号、社援発0401第33号、老発0401第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)が一部改正されたところである。

高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施については、「規制改革実施計画(平成29年6月9日閣議決定)」により、介護分野における利用者の選択に資する情報の提供という観点から改善すべき事項が指摘されたことを受けて、本事業の全国推進組織である全国社会福祉協議会に設けられた「福祉サービスの質の向上推進委員会」に検討を要請し、その結果を踏まえて、別添通知を発出することとなったところであるが、これを受け、障害福祉サービス等においても同様の対応を図るために、本通知を発出することとなった。

本通知の内容については、平成30年4月1日から適用することとなるが、各都道府県においては、第三者評価指針改正通知のほか、下記に留意の上、適切な実施に配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 第三者評価受審促進に向けた受審率の数値目標の設定及び公表について

(1) 第三者評価指針改正通知の内容

今般の第三者評価指針改正通知では、福祉サービス第三者評価事業が福祉サービスの質の向上のための措置を援助するためのものであると同時に、評価結果が公表されることにより、結果として利用者の適切なサービス選択に資するための情報を生み出す側面もあることから、

- ・ 同通知中の指針において、経営者の責務及び事業の位置付けとして、質の向上とサービス選択の両者を踏まえた積極的な受審が必要である趣旨を明記するとともに、
- ・ 本事業の普及・啓発を更に進める観点から、同通知に添付される都道府県推進組織のガイドラインに、共通事項として、数値目標の設定及び公表並びに本事業の実施状況の評価（以下「数値目標の設定等」という。）に関する努力義務の規定を設ける

こととした。

(2) 障害福祉サービス等の対応

①数値目標の設定等

障害福祉サービス等については、高齢者福祉サービスの取扱いを踏まえ、以下の点に留意すること。

- ・ 障害福祉サービス等全体の数値目標に加えて、次表の全てのサービス区分ごとの数値目標を設定すること。ただし、当面は、現在のサービス区分ごとの事業の実施状況や評価機関の確保等を勘案して、全てのサービス区分ではなく、一部のサービス区分で数値目標を設定することとしても差し支えないこと。

(サービス区分)

1 居宅介護	11 就労継続支援
2 重度訪問介護	12 就労定着支援
3 同行援護	13 自立生活援助
4 行動援護	14 共同生活援助
5 療養介護	15 障害者支援施設
6 生活介護	16 児童発達支援
7 短期入所	17 放課後等デイサービス
8 重度障害者等包括支援	18 居宅訪問型児童発達支援
9 自立訓練	19 保育所等訪問支援
10 就労移行支援	20 障害児入所施設

- ・ 数値目標の設定に当たっては、受審促進に向けて、どのような取組を実施するか、評価するための評価機関をどのように確保するかなど、数値目標を達成するための方策をあわせて検討することが重要であること。
- ・ 数値目標は、評価機関数など様々な制約がある中で、中長期的な視点に立ち、まずは、直近の3年間の受審計画を毎年度見込むものであること。
- ・ 数値目標の水準は、単にこれまでの実績や評価機関からの調査結果だけをもって設定するのではなく、「3 福祉サービス第三者評価事業に関連した障害福祉サービス等の運営に関する基準等の見直し」の影響を加味したものとすること。

②数値目標を達成するための方策

数値目標を達成する方策については、制度理解を重視した普及・啓発の取組だけではなく、より効果的な普及・啓発方法や受審することによるメリットを感じてもらえるような取組が望まれる。

例えば、障害福祉サービス等の実践の振りかえり(自己評価)を通じた障害福祉サービス等の評価の体験学習の場を開催、法人指導監査時に監査周期の延長も教示した上で本事業の受審を推奨、その他都道府県の実情に応じて、以下のような取組を推進することが考えられる。

<取組例>

- ア 福祉サービス第三者評価を受審した事業所については、サービスの質の向上や事業の透明性を確保しようとしている事業所として位置付け、受審していない事業所と差別化して、相談支援専門員への情報提供やHPでの公表を行う。
- イ アと同様の理由から、受審していない事業所と差別化し、福祉人材センター、県内の福祉系大学・専門学校など障害福祉人材の求人に関わる関係機関に情報提供する。
- ウ 施設整備費の補助において、福祉サービス第三者評価事業の受審を重視する。

2 福祉サービス第三者評価を受審する事業所の負担軽減

今般、第三者評価指針改正通知では、障害福祉サービス事業所等の負担を軽減することによって自発的な受審を後押しする観点から、共通事項として、都道府県推進組織のガイドラインに「福祉サービス第三者評価を受審する事業所から提出を求める書類等について、可能な限り既存の資料を活用するなど、事業所の負担軽減に配慮すること」の規定を設けた。

また、障害福祉サービス等については、以下のとおり、障害福祉サービス事業者等が福祉サービス第三者評価を受審することにより、関係する制度で課される義務等を軽減することが可能とされていることから、この義務等の軽減の着実な実施及び周知もあわせて行われたい。

関係する制度	制度で課される義務等の軽減内容
社会福祉法人の監査	所轄庁の判断により、3年に1回監査を実施すべきところ、一定の要件を満たす場合、4年に1回に監査の周期の延長が可能とされている。

3 福祉サービス第三者評価事業に関連した障害福祉サービス等の運営に関する基準等の見直し

福祉サービス第三者評価事業については、結果として、利用者の適切なサービス選択に資する情報を提供することが期待されているものの、一般国民の認知度が必ずしも高い状況にはないため、利用者が自らその制度を知り、情報を参照することが困難な状況にある。

一方、障害福祉サービス事業所等は、サービス提供の開始にあたって、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を説明する義務があり、一般国民の認知度が必ずしも高くない現状を踏まえると、自ら、任意の福祉サービス第三者評価を受審し、サービスの質の向上や事業の透明性を確保しようとしているのかを説明する必要がある。

このため、今般、次表の障害福祉サービス等の運営に関する基準等の解釈通知の一部を改正することにより、次表の障害福祉サービス等に係る事業所は、サービス提供の開始にあたって、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対して、「福祉サービス第三者評価の実施の有無」、「実施した直近の年月日」、「実施した評価機関の名称」、「評価結果の開示状況」をサービスの選択に資すると認められる重要事項として説明するものとしたので、関係機関への周知をお願いしたい。

表 (障害福祉サービス等の運営に関する基準等の解釈通知の改正の対象である
障害福祉サービス等)

1 居宅介護 ※1	11 就労継続支援 ※1
2 重度訪問介護 ※1	12 就労定着支援 ※1
3 同行援護 ※1	13 自立生活援助 ※1
4 行動援護 ※1	14 共同生活援助 ※1
5 療養介護 ※1	15 障害者支援施設 ※2
6 生活介護 ※1	16 児童発達支援 ※3
7 短期入所 ※1	17 放課後等デイサービス ※3
8 重度障害者等包括支援 ※1	18 居宅訪問型児童発達支援 ※3
9 自立訓練 ※1	19 保育所等訪問支援 ※3
10 就労移行支援 ※1	20 障害児入所施設 ※4

※1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

※2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成19年1月26日障発第0126001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

※3 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第12号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

※4 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第13号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

